

市町村のふるさと納税寄附金は どう使われたか？

伊 藤 敏 安

1. 趣 旨

ふるさと納税をめぐる不適切な返礼品問題が多発してきたため、2019年6月1日施行の地方税法改正により、ふるさと納税寄附金の対象となる地方公共団体を総務大臣が指定する仕組みが導入された。これにより、静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の4市町が対象から除外された。2019年10月24日の「日本経済新聞」は、これら4市町において基金（積立金）が肥大化し、「財政規模に照らして巨額の寄付を使い切れていない現状が浮き彫りになった」と報じている。さらに同年11月5日の「読売新聞」によれば、泉佐野市がふるさと納税による寄附金を利用して積み立てた特定目的基金を返礼品購入などの目的外に使用していたことが判明したため、条例改正を求められているという。

ふるさと納税に関する研究は非常に多い半面、その用途については、橋本・鈴木（2015）や総務省による一連の調査に限られる。用途のなかでも、特にふるさと納税と地方債残高ならびに基金残高の問題にかかわる研究はないようである。そこで本稿では、総務省の「市町村別財政状況調」「地方財政状況調査」「ふるさと納税に関する現況調査」などを用いて、東京特別区を除く1,718市町村を対象にフロー・ストック両面から下記の点について分析・検討する。

- ①ふるさと納税寄附金の増加に伴って歳入構造にどのような影響がみられるか。モラルハザードは起きていないか（地方税徴収、不納欠損など）。
- ②ふるさと納税寄附金の増加によって歳出構造にどのような影響がみられ

るか（目的別歳出のうち単独事業費の割合、人件費のうち臨時職員給与、物件費のうち賃金など）。返礼品などの費用はどれくらいの規模か。

- ③ふるさと納税寄附金によって基金残高は増大しているか（性質別歳出のうち積立金、歳計剰余金処分）。地方債発行額と地方債元利償還金の関係、基金取崩し額と基金積立額の関係はどう変化したか。

以下、第2節でふるさと納税寄附金などの動向と先行研究を概観する。第3節で本稿の研究対象を設定し、その属性や特徴を整理する。設定された研究対象とその対照群を比較しながら、第4節で財政状況と歳入構造を分析し、第5節で歳出構造、歳出の財源構成、返礼品などの費用の内訳などについて分析する。これらの分析をふまえたうえで、第6節で基金残高と地方債残高の変化について検討する。第7節はまとめである。

2. 研究の背景

(1) ふるさと納税寄附金、地方債残高、基金残高

市町村（以下、東京特別区を含まない）におけるふるさと納税の総額は、制度が導入された2008年度とその翌年度には連続して65億円、2010年度には73億円にすぎなかった。東日本大震災が発生した2011年度に100億円になったものの、2012年度には80億円に減少した。ところが2013年度に128億円、2014年度に前年度比2.9倍の370億円、2015年度に同4.4倍の1,618億円、2016年度に同1.7倍の2,802億円、2017年度に同1.3倍の3,602億円、そして2018年度には同1.4倍の5,074億円に飛躍的に増大した¹⁾。2015年度には控除限度枠の拡大と「ワンストップ特例制度」の創設という制度改正がおこなわれている。

この間、歳入科目の1つである寄附金については、東日本大震災が起きた2011年度に716億円を記録したが、2008～2012年度には400億円台後半か

1) 東京特別区に対するふるさと納税寄附金は、2014～2016年度に23区合計で5～8億円であったが、2017年度に16億円に増大し、2018年度には11億円になっている。2017年度の場合、市区町村全体の0.4%にあたる。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

ら500億円台半ばで推移した。その後、ふるさと納税による寄附金の増加に伴って2013年度611億円、2014年度760億円、2015年度2,050億円、2016年度3,219億円、そして2017年度には4,027億円に増大した。寄附金に占めるふるさと納税寄附金の割合は、2008～2012年度には10%台であり、従来の寄附金が圧倒的であったが、2013年度に21.0%、2014年度に48.7%と拡大し、さらに2015年度には78.9%、2016年度には87.0%、2017年度には89.4%となり、寄附金全体のほぼ9割を占めるに至っている。

市町村における地方債残高は2008年度の54兆7,654億円から小さな起伏はあったものの、2017年度には1,389億円（0.3%）増の54兆9,043億円になっている。ただし、2014年度の54兆9,189億円に比較すれば些少とはいえ約146億円減少している。

市町村の基金残高は2008年度の7兆6,698億円から一貫して増加し、2014年度には4兆8,825億円（63.7%）増の12兆5,523億円、2017年度にはさらに3,207億円（2.6%）増の12兆8,730億円に達している。これは、同年度における市町村の地方税収入総額の7割強に匹敵する規模である。このうち財政調整基金は2008年度の2兆7,207億円から2017年度には4兆8,711億円へ79.0%増、減債基金は8,589億円から1兆3,532億円へ57.6%増、その他の特定目的基金は4兆902億円から6兆6,487億円へ62.6%増であった。財政調整基金の伸びが最も大きい、寄与度では特定目的基金が33%であり、財政調整基金の28%を上回っている。

(2) 関連研究の動向

ふるさと納税制度については、制度の開始直後から最近に至るまで、さまざまな研究がおこなわれている。制度の内容や課題については、橋本・鈴木（2016）、佐藤（2018）、深澤（2019）などで詳細に検討されている。佐藤（2018）、深澤（2019）でも、ふるさと納税による国・地方財政への影響について言及しているが、橋本（2019）は、手続きの簡素化に伴って利用者が拡大すれば、国・地方財政への影響が顕在化しうることを憂慮して

いる。ふるさと納税寄附金の使途については、橋本・鈴木（2015）が事例的に調査しているほか、嶋田（2019）が使途と返礼品について典型的に整理し、概説的な評価をおこなっている。個別の使途にかかわる研究としては、教育費に関する松岡（2017）、スポーツ産業に関する萩原（2019）などがある。

一方、市町村の基金に関する最近の研究については、伊藤（2018b）で整理しているとおり、宮下・鷺見（2017a, 2017b）、宮下（2017）、鈴木（2017a, 2017b）、鷺見（2018）、伊藤（2018a, 2018b）、前田（2018）、立岡（2019）などがある。2009～2015年度における市町村の基金残高の変化を検討した伊藤（2018b）では、地方債残高を微増させつつ基金残高を累増させている背景の1つとして、国から地方への移転財源の増大などにより歳計剰余金が拡大していることを指摘している。

(3) 分析・検討の留意事項

本稿の対象年次は2014年度と2017年度の2ヵ年とする。2014年度というのは、前述のようにふるさと納税寄附金が前年度から3倍近く急増した年次である。都道府県・市町村のふるさと納税寄附金の額は、本稿作業中の2020年3月時点では2018年度の数値が公表されているが、総務省「市町村別決算状況調」などと比較するため、2017年度を対象にする。対象団体は東京特別区を除く2017年度時点の1,718市町村である²⁾。

1,718市町村のなかでも、ふるさと納税寄附金の額が突出している市町村を中心に取り上げ、その対照群と比較しながら、ふるさと納税寄附金の使途、地方債残高ならびに基金残高との関係などについて検討する。

ふるさと納税寄附金獲得への取り組みは、自主財源や財政移転の状況に関係すると予想されるため、分析・検討に際しては、「平成の大合併」の経

2) 東京特別区は地方税の仕組みなどが普通公共団体と異なるため、本稿では除外する。栃木県岩舟町は栃木市に含めている（2014年4月編入）。2016年10月に単独市制施行した宮城県富谷市は、2014年度時点でも都市として扱っている。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

験、東日本大震災にかかる特定被災地の指定状況、国策との関連（特定防衛施設周辺整備調整交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、電源立地地域対策交付金）などにも留意する³⁾。

3. 研究方法

(1) 対象市町村

最初に、2017年度におけるふるさと納税寄附金の状況を概観しておこう。図表1は、人口1人当たりふるさと納税寄附金の額を8ランクに区分し、これらの区分ごとにふるさと納税寄附金の件数や金額をみたものである。

人口1人当たり寄附金額100円未満の市町村が合計で161団体（9.4%）みられる一方、1万円以上5万円未満が258団体（15.0%）、5万円以上が90団体（5.2%）もある。全市町村平均では14,645円である。人口1人当たり寄附金額が大きくなるにつれて、1団体当たりの寄附件数も寄附金額も増大している。1団体当たりの寄附件数は全市町村平均でちょうど1万件であるが、人口1人当たり寄附金額が1万円以上5万円未満の市町村で2万件を超え、5万円以上の市町村では7万件を超えている。また、1団体当たりの寄附金額は、5,000円未満の市町村では1億円に満たないが、5,000円以上1万円未満の市町村で2億円台、1万円以上5万円未満の市町村で5億円近くに増大し、5万円以上の市町村では14億円近くになっている。全市町村平均では2億967万円である。

3) 1,718市町村のうち「平成の大合併」を経験した市町村は590市町村である。特定被災地市町村とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）に定める特定被災地方公共団体および同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の227市町村（平成24年2月22日改正）である。防衛施設・国有施設立地市町村とは、国有提供施設等所在市町村交付金または国庫支出金のうち特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付されている306市町村である（2017年度）。電源立地市町村とは、国庫支出金のうち電源立地地域対策交付金または都道府県支出金のうち国庫財源を伴う電源立地地域対策交付金を交付されている598市町村をいう（同）。

図表1 ふるさと納税寄附金の状況(2017年度)

人口1人当たり 寄附金額	該当数 (団体)	寄附件数 (件)	寄附金額 (百万円)	1件当たり 寄附金額 (円)
10円未満	25	717	30	51,302
10～100円	136	42,981	1,418	59,174
100～500円	299	303,487	8,941	73,850
500～1,000円	201	378,887	9,173	35,791
1,000～5,000円	529	2,331,880	52,258	35,165
5,000～1万円	180	1,546,456	38,795	34,859
1万～5万円	258	6,048,405	124,668	40,404
5万円以上	90	6,527,438	124,933	33,654
合計・平均	1,718	17,180,251	360,216	44,778

人口1人当たり 寄附金額	該当数 (団体)	1団体当たり 寄附件数 (件)	1団体当たり 寄附金額 (千円)	2014～17年度 変化幅 (円)
10円未満	25	29	1,210	-2
10～100円	136	316	10,428	-4
100～500円	299	1,015	29,902	137
500～1,000円	201	1,885	45,637	552
1,000～5,000円	529	4,408	98,787	1,890
5,000～1万円	180	8,591	215,528	5,830
1万～5万円	258	23,443	483,208	19,738
5万円以上	90	72,527	1,388,142	171,837
合計・平均	1,718	10,000	209,672	13,247

- (注) 1. 総務省「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数(平成20年度～平成30年度)」から作成。
 2. 平均は各区分の市町村の算術平均。1団体当たりは各区分の合計÷市町村数。

1件当たり寄附金額は全市町村平均では44,778円であるが、人口1人当たり寄附金額が100円未満の市町村で5万円台、100円以上500円未満の市町村で7万円台と高いのに対し、500円を超える市町村では3万円台にむしろ低下している(1万円以上5万円未満の市町村では4万円台であるが)。人

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

口1人当たり寄附金額が500円未満と小規模であっても1件当たり寄附金額が比較的大きい理由として、これらの市町村では法人による寄附が比較的多いことが考えられる⁴⁾。

2014～2017年度における人口1人当たり寄附額の平均変化幅についてみると、人口1人当たり100円未満の161市町村では変化幅はマイナスである。これらの市町村においては、ふるさと納税寄附金がもともとと少ないうえ、2014～2017年度にほとんど変化していないどころか、算術平均では減少している。ふるさと納税寄附金額が大きいほど、平均変化幅も大きい。人口1人当たり100円以上1,000円未満の市町村では変化幅は数百円にとどまるが、1,000円以上5,000円未満の市町村では1,890円、5,000円以上1万円未満の市町村では5,830円、1万円以上5万円未満の市町村では19,738円、そして5万円以上の市町村では17万円を超えている。5万円以上の90市町村で平均変化幅が大きいのは、上位の小規模町村の変化幅が突出しているからである⁵⁾。

2008年度から2012年度まで、これら90市町村におけるふるさと納税寄附金の合計は、全市町村のふるさと納税寄附金総額の3～4%程度にすぎず、市町村数のシェアの5.2%より低いほどであった。ところが2013年度に9.8%に上昇したあと、全国的に寄附額が急増した2014～2016年度に20%台に跳ね上がり、2017年度には34.7%、2018年度には43.8%を占めるに至っ

4) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」では、ふるさと納税寄附金の件数と金額について「個人・法人を区別できない」市町村を尋ねている。2017年度の場合、全市町村のうち399団体(23.2%)で「区別できない」としている。当然、人口1人当たり寄附件数が多いと区別が困難という回答が増えており、寄附金額5万円以上の90市町村では46団体(51.1%)にのぼる。一方、100円未満の161市町村では5団体(3.1%)にすぎない。このうち寄附件数10件未満の8市町村における1件当たり寄附金額はほぼ30万円である。

5) 2017年度における人口1人当たりふるさと納税寄附金が第1位の奈良県北山村(人口449人)では、2014年度の総額約63万円(1人当たり1,374円)から2017年度には12.7億円(同284万円)へ、第2位の高知県奈半利町(人口3,271人)では総額2.3億円(同65,946円)から39.0億円(同119万円)に増大するなど、上位6団体で変化幅が50万円を超えている。

ている⁶⁾。2017年度の場合、これら90市町村の寄附件数のシェアは38.0%であり、相対的に小口の寄附金をより多く集めていることが分かる。

本稿の関心は、ふるさと納税寄附金による市町村の歳入・歳出構造、基金残高および地方債残高への影響や問題点を分析・検討することである。そこで以下では、人口1人当たりふるさと納税寄附金額が5万円以上の90市町村を分析対象とする⁷⁾。2014～2017年度における全市町村のふるさと納税寄附金の増分の36.3%、地方債残高の減少分の84.9%、基金残高の増分の28.2%は、これらの「突出群」の寄与によるものである。

(2) 対象市町村の設定

これらの突出した90市町村と最も対照的なのは、人口1人当たりふるさと納税寄附金額が100円未満であり、2014～2017年度にそれが減少している

-
- 6) 1,718市町村の人口1人当たりふるさと納税寄附金に関する変動係数は、2014年度の5.77（ジニ係数は0.493）から2017年度には5.96（同0.495）にそれぞれ上昇している。また、松下貢『統計分布を知れば世界が分かる』（中央公論新社、2019年）にならって、横軸を人口1人当たりふるさと納税寄附金（対数）、縦軸を順位（同）にして1,718市町村をプロットしてみると、ほぼすべての市町村は対数正規分布を描くなかで、右端のごく一部の市町村はべき乗的な分布になっている。しかも2014年度から2017年度にかけて右側への張り出しが拡大するとともに、そのような外れ値の市町村が増加している。これは、ふるさと納税寄附金の獲得に熱心な市町村が突出していることを意味すると同時に、これらの市町村が他市町村の取り組みを誘発した状況を示唆していると解釈されよう。
- 7) 突出群を構成する90市町村は、根室市、森町、八雲町、寿都町、留寿都村、古平町、赤井川村、浦白町、秩父別町、北竜町、沼田町、増毛町、遠別町、天塩町、猿払村、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、小清水町、えりも町、上士幌町、池田町、白糠町、羅臼町、河北町、舟形町、三川町、湯川村、中島村、境町、草津町、芝山町、山北町、箱根町、弥彦村、阿賀町、湯沢町、飯山市、豊丘村、小谷村、栄村、池田町、富加町、七宗町、南伊豆町、西伊豆町、小山市、泉佐野市、岬町、曾爾村、高野町、湯浅町、北山村、備前市、新庄村、吉備中央町、神石高原町、室戸市、奈半利町、田野町、馬路村、芸西村、四万十町、福智町、上毛町、嬉野市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、太良町、玉東町、国東市、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、垂水市、志布志市、大崎町、東串良町、南種子町、大宜味村、東村、多良間村、与那国町である。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

「消極群」の161市町村である。ところが、突出群と消極群とは格差があまりにも大きい。2017年度の場合、平均人口は突出群10,362人に対し消極群214,008人、1 km² 当たり人口密度は162人に対し3,318人、2014～2017年度の人口変化率は3.95%減に対し0.12%増である。また、突出群90市町村のなかに大都市（指定都市、中核市、施行時特例市）はなく、都市9、町村81から構成されるのに対し、消極群については大都市36、都市77、町村48から構成されている⁸⁾。

そこで以下では、突出群の市町村に人口が近似しているが、ふるさと納税寄附金の額が小さい市町村を「対照群」とする。選定に際しては恣意性を避けるため、単純な基準を採用した。すなわち、突出群の90市町村のそれぞれに人口が最も近く、人口1人当たりふるさと納税寄附金額が5万円未満であること、消極群の市町村と重複する場合には次点の市町村を選定するというものである。これにより突出群と同じく90市町村を対照群として設定した⁹⁾。

佐賀県では市町村の40.0%（20市町村のうち8）が突出群である。このほか宮崎県の19.2%（26市町村のうち5）、高知県の17.6%（34市町村のうち6）などで突出群比率が高い。また、対照群が出現する都道府県は32都

8) 2017年度の場合、1,718市町村の構成は大都市（指定都市・中核市・施行時特例市）105、その他の都市686、町村927である。

9) 対照群を構成する90市町村は、新篠津村、長万部町、上ノ国町、厚沢部町、島牧村、ニセコ町、真狩村、神恵内村、上砂川町、新十津川町、剣淵町、津別町、滝上町、興部町、壮瞥町、安平町、清水町、陸別町、おいらせ町、佐井村、五戸町、新郷村、山田町、七ヶ浜町、大郷町、女川町、小国町、天栄村、矢吹町、埴町、玉川村、川内村、神流町、南牧村、長野原町、川場村、越生町、ときがわ町、小鹿野町、神川町、横芝光町、奥多摩町、新島村、神津島村、真鶴町、湯河原町、清川村、舟橋村、高浜町、おおい町、山梨市、市川三郷町、身延町、南部町、鳴沢村、南牧村、立科町、松川町、平谷村、根羽村、下條村、喬木村、生坂村、坂城町、阿久比町、設楽町、熊野市、明和町、愛荘町、安堵町、御杖村、九度山町、湯梨浜町、日野町、海陽町、琴平町、まんのう町、久万高原町、香美市、越知町、糸島市、平戸市、阿蘇市、西原村、玖珠町、西米良村、長島町、与論町、中城村、伊平屋村である。

道府県、つまり3分の2以上に散らばっているが、突出群が出現する都道府県は半数の24都道府県に限定されている。突出群を構成する市町村がより少数の都道府県に集中していることは、Herfindahl-Hirschman 指数あるいはジニ係数からもみてとれる¹⁰⁾。これらのことは、同一都道府県内の市町村において「あそこがやるならうちでも」といった横並び競争が起きている可能性を示唆している¹¹⁾。

(3) 突出群と対照群の属性

最初に、突出群と対照群の属性を確認しておこう。図表2のとおり、2017年度の平均人口は、対照群の設定方法からみて当然ではあるが、両群ともに10,360人程度である。1 km² 当たり人口密度は突出群162人に対し対照群190人、2014~2017年度の人口変化率は3.95%減に対し4.39%減であり、開きがみられる。しかし、いずれも少なくとも10%水準で有意な差とはいえない。対照群の内訳は都市6、町村84であり、突出群の構成とあまり変わらない。

地域区分に関しては、両群間でいくつか有意な差が生じている。「平成の大合併」の経験については全市町村平均は34.3%、対照群では27.8%であるのに対し、突出群で15.6%であることから、小規模な非合併団体がふるさと納税寄附金の獲得により積極的であったといえよう。東日本大震災の特定被災地の比率については、突出群4.4%に対し対照群12.2%であり、10%水準で有意な差がある。防衛施設・国有施設立地市町村の比率については、突出群の13.3%が対照群の8.9%を上回るが、少なくとも10%水準で有意ではない。電源立地市町村の比率については、突出群32.2%に対し対

10) 47都道府県別の出現率に関する Herfindahl-Hirschman 指数は、突出群1.091、対照群719である。47都道府県間のジニ係数は、突出群0.341、対照群0.238である。

11) 2017年度の791都市のデータを用いて回帰分析をおこなった深澤（2019）によると、ふるさと納税の返礼品をめぐる都市間に相互依存関係がみられること、いいかえれば「事実上の租税競争が発生している可能性が大きい」としている。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表2 突出群と対照群の主要属性

		全市町村	突出群	判定	対照群
人口 2017年度	人	68,865	10,362		10,367
人口変化率 2014～17年度	%	-2.83	-3.95		-4.39
人口密度 2017年度	人／km ²	867	162		190
市町村合併	ダミー	0.343	0.156	<<	0.278
特定被災地	ダミー	0.132	0.044	<	0.122
防衛施設・国有施設立地	ダミー	0.178	0.133		0.089
電源立地	ダミー	0.348	0.322	<<	0.478
人口1人当たりふるさと納税寄附金額					
2014年度	千円	1,398	12,925	>>>	1,270
2017年度	千円	14,645	184,762	>>>	6,714
2014～17年度変化幅	千円	13,247	171,837	>>>	5,445
ふるさと納税・寄附金総額比率					
2014年度	%	54.2	67.4	>	56.2
2017年度	%	79.6	97.9	>>>	80.3
専用の特定目的基金設置数 2018年度	基金	0.59	1.09	>>>	0.64

(注) 1. 総務省「市町村別決算状況調」, 同「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数(平成20年度～平成30年度)」, 同「基金残高等一覧」から作成。

2. 両群の算術平均に関する Welch の t 検定結果。記号1つは10%水準, 2つは5%水準, 3つは1%水準で有意。記号の向きは両群平均の大小関係を示す。以下同じ。

照群47.8%であり, 5%水準で有意な差がみられる¹²⁾。

やはり対照群の設定方法からみて当然ではあるが, 人口1人当たりふるさと納税寄附金額については, 両群間で明らかに有意な差がある。2017年度における人口1人当たり寄附金額は突出群では184,762円である。これは対照群の6,714円の27.5倍であり, 2014年度の10.2倍からさらに差が拡大し

12) 全市町村のふるさと納税寄附金総額に対する被災地227市町村のシェアは, 2008～2010年度には9～10%であったが, 東日本大震災が発生した2011年度には42.5%に上昇した。ところが2012～2013年度には10%台に低下し, 2016年度以降は5%台になっている。

ている。2014～2017年度の変化については、対照群でも5,445円増加して5.3倍になったが、突出群では17万円あまり増加して14.3倍になった。

歳入科目の1つである寄附金に対するふるさと納税寄附金の比率は、2014年度には突出群67.4%、対照群56.2%であったが（10%水準で有意）、2017年度には突出群97.9%、対照群80.3%になった（1%水準で有意）。対照群でも寄附金の約80%をふるさと納税寄附金が占めているが、突出群では寄附金のほぼ全額を占めている。

総務省は、都道府県と市区町村（一部事務組合・広域連合を含む）に関する「基金残高等一覧」を2018年度から公表している。特定目的基金については上位5基金について名称と金額が掲載されている。本稿の対象年次とは1年のずれがあるが、特定目的基金に「ふるさと」という名称を使用している団体を調べてみると、全市町村では該当なし865団体、1基金705団体、2基金135団体、3基金12団体、4基金1団体となっており、加重平均で0.59基金（2基金以上比率は8.6%）である。突出群では該当なし16、1基金55、2基金以上19、加重平均は1.09基金（同21.1%）であるのに対し、対照群では該当なし40、1基金43、2基金以上7、加重平均は0.64基金（同7.8%）となっており、明らかに有意な差がある¹³⁾。

4. 突出群と対照群における財政状況と歳入構造

(1) 財政状況

図表3は、2017年度における主要な財政指標と2014～2017年度におけるそれらの変化について、突出群と対照群の算術平均を比較したものである。基準財政需要額や歳入総額などは人口1人当たりになっている。

13) 突出群のうち根室市では「ふるさと応援基金」「ふるさと応援・地域医療安定化基金」「ふるさと応援・公共交通維持安定化基金」「ふるさと応援・屋内遊戯施設整備等基金」を設置しており、上位5基金のうち4基金に「ふるさと」を使用している。突出群のうち泉佐野市の上位5基金は「公共施設整備等基金」「教育振興基金」「福祉基金」「地域経済振興基金」「公園等整備基金」であり、「ふるさと」という名称を直接的には使用していない。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表3 主要財政指標の比較

		全市町村	突出群	判定	対照群
【2017年度】					
基準財政需要額	千円	326.9	481.9		465.9
基準財政収入額	千円	123.8	128.0		125.1
標準財政規模	千円	384.1	543.0		526.4
実質収支比率	%	6.2	6.9		8.0
経常収支比率	%	89.7	87.3		86.0
人件費	%	23.9	24.7		24.9
公債費	%	16.3	17.3	>>>	15.0
臨財債等を除く	%	94.3	91.3		89.5
公債費負担比率	%	13.8	13.9	>	12.6
財政力指数	指数	0.51	0.34		0.34
実質公債費比率	%	7.5	8.3	>>>	6.4
歳入総額	千円	774.4	1,286.5		1,153.6
歳出総額	千円	740.8	1,241.2		1,098.1
歳入歳出差引額	千円	33.6	45.3		55.5
翌年度に繰り越すべき財源	千円	8.0	9.0		13.9
実質収支	千円	26.0	37.0		43.5
単年度収支	千円	-1.3	-4.3		-4.3
積立金	千円	10.2	15.9		10.9
繰上償還金	千円	2.5	3.4		6.4
積立金取崩し額	千円	19.0	22.8		32.7
実質単年度収支	千円	-7.6	-7.7		-19.9
【2014～2017年度】					
基準財政需要額	%	7.3	6.4		7.4
基準財政収入額	%	10.9	11.2		12.1
標準財政規模	%	3.1	3.5		3.6
実質収支比率	変化幅	-0.1	0.1		0.3
経常収支比率	変化幅	1.6	0.5	<<<	2.4
人件費	変化幅	-0.2	-0.3	<<	0.3
公債費	変化幅	-0.8	-1.0		-1.0
臨財債等を除く	変化幅	0.3	-0.6	<<<	1.2
公債費負担比率	変化幅	-0.7	-1.4		-0.8
財政力指数	変化幅	0.01	0.01		0.01
実質公債費比率	変化幅	-1.3	-1.8		-1.6
歳入総額	%	7.3	32.7	>>>	10.5
歳出総額	%	7.9	34.3	>>>	11.5
歳入歳出差引額	%	6.3	10.8		17.9
翌年度に繰り越すべき財源	%	134.0	20.3		31.7
実質収支	%	21.5	31.6		65.4
単年度収支	%	-281.3	-212.4		615.6
積立金	%	2,361.9	1,737.6		3,103.5
繰上償還金	%	554.8	-35.2		-39.9
積立金取崩し額	%	2,462.9	415.1		205.0
実質単年度収支	%	937.8	56.3		-202.9

(注) 総務省「市町村別決算状況調」から作成。金額は人口1人当たり。

第1に、2017年度における両群の財政力指数はともに0.34であり、全市町村平均の0.51に比較して低い。その半面、経常収支比率は突出群87.3%、対照群86.0%であり、いずれも全市町村平均の89.7%を下回っている。対照群の経常収支比率の変化幅は有意に大きく、財政の硬直化が増しているといえる¹⁴⁾。

第2に、2017年度の突出群においては、公債費の経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率が対照群より有意に高いが、いずれも有意ではないものの、2014～2017年度にわずかながら改善されている。

第3に、2017年度の突出群と対照群では歳入総額と歳出総額が100万円を超えている。突出群と対照群は全市町村平均に比べて小規模であるため、人口1人当たりの額が大きくなるのは仕方がないが、注目すべきは2014～2017年度の変化である（以下、煩雑を避けるため百円未満四捨五入）。全市町村平均の歳入総額は、2014年度の732,700円から2017年度の774,400円へ41,700円増加した。この間、突出群においては102万8,900円から128万6,500円に257,600円増加し、対照群でも108万1,100円から115万3,600円に72,500円増加した。該当市町村の算術平均でみた変化率は突出群32.7%、対照群10.5%であり、1%水準で明らかな差がある。突出群の歳入総額の増分の3分の2は、ふるさと納税寄附金の増分によるものである。

第4に、実質収支（歳計剰余金）の増加に注意する必要がある。2009～2015年度における市町村の基金残高の変化を検討した伊藤（2018b）によれば、国の大型経済対策や国庫支出金の新設に伴って地方への財政移転の規模が拡大するなかで、都道府県・市町村ではそれを消化できずに歳入歳出差引額を増加させ、さらに歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支（歳計剰余金）を増大させた結果、いわば受動的に基金残高を累増させてきたことが指摘されている。

2014～2017年度については、そのような傾向は少し緩和されているが、

14) 性質別歳出の項でみるように、対照群では2014～2017年度における人件費、扶助費、公債費の増加率が突出群よりも高くなっている（図表6を参照）。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

それでも全市町村の歳入は1兆6,107億円増大した。この間、歳入歳出差引額と翌年度に繰り越すべき財源はそれぞれ2,100億円あまり減少したにもかかわらず、実質収支（歳計剰余金）は3億8,356万円増加し、2017年度には1兆2,174億円になっている。人口1人当たり実質収支（歳計剰余金）とその伸びについて、いずれも対照群が上回るが、突出群・対照群ともに全市町村平均を上回ることで共通している。

地方自治法第233条の2により、「各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる」とされ、歳計剰余金の処分方法が定められている。さらに地方財政法第7条により、「各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」とされ、処分の条件が規定されている。

基金編入のことについてはあとで詳しくみていくが、2017年度の人口1人当たり繰上償還金については突出群と対照群で有意な差はみられない。人口1人当たり繰上償還金は、2014～2017年度に全市町村では増加したのに対し、突出群と対照群ではともに30%以上減っている。突出群でも対照群でも、人口1人当たり実質収支（歳計剰余金）は増加したにもかかわらず、それを地方債の繰上償還に支出したわけではないようである。

第5に、積立金とその取崩し額の変動に注意する必要がある。突出群と対照群とで有意な差はみられないが、いずれも変化率が大きい。全市町村における2014～2017年度の変化を実数でみると、積立金は4,657億円から3,590億円に減少し、積立金取崩し額は5,019億円から6,963億円に増加している。図表3は人口1人当たりの算術平均をみたものであるが、積立金の変化の符号が全市町村でプラスであることは、一部の市町村が特異な動き

をしていることを示唆している。

なお、図表3は総務省「市町村別決算状況調」の概況編の数値であるが、ここでいう「積立金」「積立金取崩し額」はいずれも財政調整基金のみを扱っており、3種類の基金全体をみているわけではない¹⁵⁾。

(2) 歳入

図表4は、2017年度における突出群と対照群の人口1人当たり歳入の内訳と2014～2017年度における変化をみたものである。

第1に、人口1人当たり地方税は、全市町村平均、突出群、対照群のいずれも13万円台である。地方交付税については、全市町村平均は24万円台だが、突出群と対照群では40万円を超えており、地方交付税への依存が高い。突出群と対照群は、全市町村平均に比べて都道府県支出金がそれぞれ2倍程度であること、地方債への依存が高いことでも共通している。防衛・国有施設立地と電源立地による交付金については両群間で有意な差はみられない。

第2に、歳入科目としての寄附金（ふるさと納税寄附金を含む）とその変化については、対照群の設定方法から当然のことではあるが、明らかに有意な差がある。2017年度の突出群における人口1人当たり寄附金は、人口1人当たり地方税の1.4倍の規模である。

第3に、繰越金から繰越事業費等充当財源繰越額を差し引いた純繰越金に注意する必要がある。前述のように、前年度の実質収支（歳計剰余金）は、当年度の純繰越金として歳入に計上されるか、歳計剰余金処分として基金に編入される。2014～2017年度における実質収支をみると、突出群では205億円（人口1人当たり38,500円）から219億円（同37,000円）へ、対照群では253億円（同40,300円）から253億円（同43,500円）へ推移した。

15) これは実質単年度収支についても同様である。厳密に表現すれば、単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支であり、実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額である。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表4 歳入構造の比較

		全市町村	突出群	判定	対照群
【2017年度】					
地方税	千円	135.8	138.2		131.0
個人住民税	千円	43.7	40.6		39.6
法人住民税	千円	9.8	8.6		7.5
固定資産税	千円	68.8	74.6		72.9
譲与税・交付金	千円	28.8	33.2		32.4
地方交付税	千円	242.8	406.7		408.9
普通交付税	千円	208.7	357.9		345.8
特別交付税	千円	29.6	48.6		46.4
震災復興特別交付税	千円	4.6	0.2		16.8
使用料	千円	11.5	17.4		15.7
手数料	千円	2.4	3.0		2.5
国庫支出金	千円	81.9	85.8		112.0
防衛・国有施設	千円	1.1	1.8		0.5
電源立地	千円	2.8	4.2		10.6
都道府県支出金	千円	66.5	101.2		123.2
財産収入	千円	5.1	7.5		7.7
寄附金	千円	15.8	187.4	>>>	8.1
繰入金	千円	51.3	116.5		117.6
繰越金	千円	33.1	47.5		53.9
純繰越金	千円	23.1	35.6		35.9
繰越事業費等充当財源繰越額	千円	10.0	11.9		18.0
諸収入	千円	19.5	23.7		35.6
地方債	千円	74.5	111.1		99.0
【2014～2017年度】					
地方税	%	5.9	7.4		7.7
個人住民税	%	8.5	13.1		11.5
法人住民税	%	3.6	7.1	<	14.9
固定資産税	%	7.0	5.8		6.8
譲与税・交付金	%	39.5	38.0		37.4
地方交付税	%	-1.9	7.4		5.0
普通交付税	%	-1.4	8.3		8.1
特別交付税	%	-1.2	3.7		12.3
震災復興特別交付税	%	232.9	-76.1	<	167.7
使用料	%	2.1	-1.4		4.7
手数料	%	6.5	9.2		6.1
国庫支出金	%	11.8	8.9	<	30.2
防衛・国有施設	%	4.6	8.5		9.4
電源立地	%	9.2	0.1	<<	28.6
都道府県支出金	%	16.2	25.7		27.8
財産収入	%	64.7	42.7		49.6
寄附金	%	4,386.4	37,450.2	>>>	2,347.6
繰入金	%	1,329.5	568.0		4,353.5
繰越金	%	26.5	21.6	<	136.5
純繰越金	%	31.8	21.1	<	67.6
繰越事業費等充当財源繰越額	%	5,851.2	15,001.9		767.9
諸収入	%	16.2	14.3		21.8
地方債	%	19.5	17.7		46.6

(注) 総務省「市町村別決算状況調」から作成。人口1人当たり。

純繰越金は、突出群では186億円（同31,900円）から184億円（同35,600円）へ、対照群では212億円（同29,700円）から236億円（同35,900円）へ変化した。実数でみるなら、突出群では実質収支は増加し、純繰越金は減少した。対照群では実質収支は横ばいであったが、純繰越金は増加した。その結果、繰越金の概念を無視した当該年度内での比較ではあるが、純繰越金÷実質収支の比率は、対照群では83.8%から93.5%に上昇したのに対し、突出群では90.9%から83.9%に低下した。つまり、突出群の市町村は、歳計剰余金を繰越金ではなく、基金というストックに相対的に多く支出していることが分かる。

第4に、人口減少が進展するなか、2014～2017年度における人口1人当たり使用料は、全市町村平均と対照群では上昇した。一方、有意な差はないが、突出群では18,500円から17,400円に低下した。しかも実数でみると、2014年度の111億7,311万円から2017年度には99億4,270億円に11.0%減であり、全市町村の1.6%減、対照群の4.7%減に比べて大きく減少している。突出群合計で使用料の内訳を実数でみると、高校授業料（使用料全体の0.1%）は76.1%増、公営住宅使用料（同48.9%）は1.7%増であったが、幼稚園授業料（同1.1%）は39.0%減、保育所使用料（同16.6%）は21.2%減、その他の使用料（同32.8%）は19.6%減となっている。12億3,000万円あまりの下げ幅のうち、65%はその他の使用料の低下によるものであり、42%は幼稚園授業料と保育所使用料の低下に帰せられる。

(3) 地方税徴収率と不納欠損率

図表5は、突出群と対照群について、地方税の徴収率と不納欠損率（不納欠損額÷地方税調停額）を比較したものである。ふるさと納税寄附金の額が大きい市町村においては、地方税の徴収に緩みが出たり、不納欠損が増えたりする可能性が考えられるが、そのような傾向は認められない。

徴収率は、突出群では2014年度の93.1%から2017年度には95.0%へ、対照群では93.8%から95.4%へ、それぞれ上昇している。突出群の徴収率は

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表5 地方税徴収率と不納欠損率の比較

			全市町村	突出群	判定	対照群
徴収率	2014年度	%	93.7	93.1		93.8
徴収率	2017年度	%	95.4	95.0		95.4
不納欠損率	2015年度	%	0.50	0.56		0.45
不納欠損率	2017年度	%	0.45	0.41		0.36

(注) 総務省「市町村別決算状況調」, 同「市町村税徴収実績」から作成。不納欠損率は2015年度と2017年度である。

対照群を少し下回るが、有意な差ではない。また、不納欠損率については、2015年度において突出群が0.56%であり、対照群の0.45%ならびに全市町村平均の0.50%を上回っていたが、2017年度には対照群の0.36%には及ばないものの、全市町村平均の0.45%よりも低い0.41%になっている。

念のため、2017年度の全市町村を対象に、①ふるさと納税寄附金÷地方税倍率、②地方税徴収率、③地方税不納欠損率の相関係数を計算してみると、①と②では-0.015、①と③では-0.004であり、いずれも無相関である。ふるさと納税寄附金・地方税倍率が1.0を超える32団体に限定してみても¹⁶⁾、①と②では0.093、①と③では-0.010であり、やはり相関はない。

5. 突出群と対照群における歳出構造

(1) 性質別歳出

図表6は、2017年度における突出群と対照群の人口1人当たり性質別歳出の内訳ならびに2014～2017年度における変化をみたものである。

第1に、臨時職員給与を歳出に計上している市町村は2014年度201団体、

16) ふるさと納税寄附金が地方税を超えるのは、根室市、森町、寿都町、古平町、北竜町、増毛町、天塩町、小清水町、上士幌町、白糠町、舟形町、中島村、小谷村、七宗町、西伊豆町、曾爾村、湯浅町、北山村、新庄村、奈半利町、田野町、福智町、上毛町、上峰町、みやき町、大町町、太良町、国東市、綾町、高鍋町、都農町、大崎町の2市25町5村である。平均人口は8,928人、すべて突出群である。

図表6 性別別歳出の比較

	全市町村	突出群	判定	対照群
【2017年度】				
人件費	千円 105.3	153.1		147.9
職員給	千円 65.3	93.0		89.8
臨時職員給与	千円 0.66	1.46		1.38
物件費	千円 112.2	231.7	>	171.0
賃金	千円 11.0	16.9		17.5
需用費	千円 20.3	35.0		32.1
役務費	千円 5.2	21.3	>>>	6.6
備品購入費	千円 2.9	5.7		4.5
委託料	千円 57.4	102.7		90.6
その他	千円 13.5	46.5	>	16.7
維持補修費	千円 11.5	22.4		17.1
扶助費	千円 79.3	70.8		67.4
補助費等	千円 90.7	176.8	>>	140.4
負担金・寄附金	千円 40.6	61.4		66.0
補助交付金	千円 30.5	66.7		53.7
その他	千円 19.6	48.7	>>>	20.8
普通建設事業費	千円 141.8	211.1		281.4
補助事業費（当該団体）	千円 67.3	106.8		152.5
単独事業費（当該団体）	千円 56.4	78.3		98.6
災害復旧事業費	千円 9.8	10.7		18.0
公債費	千円 72.3	108.9		92.4
積立金	千円 44.2	159.5	>>>	64.2
繰出金	千円 66.3	88.6		88.4
【2014～2017年度】				
人件費	% 2.7	3.3		4.5
職員給	% 4.7	5.0		5.9
臨時職員給与	% 2.7	23.1	>>>	-10.8
物件費	% 16.3	74.2	>>>	23.8
賃金	% 12.2	19.9		19.3
需用費	% 1.9	28.2		4.4
役務費	% 29.8	233.6	>>>	17.5
備品購入費	% 24.4	54.2	>>	21.6
委託料	% 21.7	78.8		37.1
その他	% 40.5	206.9	>>>	42.6
維持補修費	% 33.7	26.6		28.6
扶助費	% 11.7	9.4		10.7
補助費等	% 18.7	58.1	>>	24.6
負担金・寄附金	% 21.4	3.4	<<	19.5
補助交付金	% 38.9	252.3		66.9
その他	% 79.8	544.3	>	45.0
普通建設事業費	% 26.1	24.6		28.7
補助事業費（当該団体）	% 73.1	96.2		170.5
単独事業費（当該団体）	% 26.3	19.9		22.8
災害復旧事業費	% 15,773.8	359.7		1,421.4
公債費	% -0.3	2.1		2.8
積立金	% 499.4	1,727.6	>>	669.3
繰出金	% 5.3	6.0		4.2

(注) 総務省「市町村別決算状況調」から作成。人口1人当たり。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

2017年度199団体である¹⁷⁾。このうち突出群では18団体から16団体へ、対照群では14団体から12団体に減少した。該当する市町村は全体の2割にも満たないうえ、2014～2017年度に減少している。にもかかわらず突出群の臨時職員給与の合計は、2014年度の4億4,655万円から2017年度には6億5,293万円へ、2億円以上増加している。対照群では減少しているのと対照的である。

第2に、突出群においては、人口1人当たり物件費が231,700円であり、対照群の171,000円に比較して有意に大きく、しかも2014～2017年度に74.2%増であり、対照群の23.8%増に比較して有意に大きい。物件費の内訳で突出群が対照群に比べて有意に大きいのは、役務費（物件費全体の8.5%）とその他の物件費（同16.3%）である。突出群の役務費とその他の物件費は、2014～2017年度にそれぞれ3倍以上にふくらんでいる。このほか有意ではないものの、突出群の人口1人当たり委託料は10万円を超えており、2014年度からの伸びも大きい。なお、物件費には人件費のうち臨時職員給与ならびに事業費支弁にかかる賃金を除いた「短期間の日々雇用の職員に対する賃金」が賃金として計上されるが、賃金の水準とその変化について両群間で有意な差はない。

第3に、突出群においては補助費等、なかでも負担金・寄附金と補助交付金以外のその他の補助費等の額が対照群に比較して有意に大きく、その変化率も有意に大きい。

以上のことは、ふるさと納税の事務手続きや返礼品の調達・発送などのために、突出群の市町村が臨時職員を雇用したり、外部に発注したり、作業を委託したり、返礼品の生産者に補助費等を交付したりしていることを

17) 臨時職員給与とは、「一般職に属する臨時職員等のうち、その職名のいかんを問わず、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が調査期日において引き続き12月を超える職員等の給与」をいう（総務省自治財政局財務調査課「地方財政状況調査表作成要領（市町村分、一部事務組合分）」2017年度）。

示唆している。なお、突出群では補助費等の水準が高く伸びが大きいですが、これは部分的には前述の使用料の低下に関係していることも考えられる。

その一方、第4に、普通建設事業費のうち当該団体でおこなう単独事業費をみると、突出群78,300円、対照群98,600円であり、ともに全市町村平均の56,400円に比較すると大きいものの、両群間で有意な差はない。むしろ対照群のほうが上回っている。2014～2017年度の変化率は両群とも全市町村平均より低い。突出群の市町村は、ふるさと納税寄附金の額が多いからといって、いわゆるハコモノ整備に熱心であったわけではない¹⁸⁾。

第5に、人口1人当たり公債費は、突出群108,900円、対照群92,400円であり、いずれも全市町村平均の72,300円より大きいですが、有意な差とはいえない。2014～2017年度の変化についても両群間で有意な差はないものの、全市町村平均では0.3%減であったのに対し、突出群では2.1%増、対照群では2.8%増となっている¹⁹⁾。

第6に、最も注目すべきは人口1人当たり積立金とその変化である。2017年度の突出群における積立金は159,500円であり、対照群の2.5倍、全市町村平均の3.6倍である。しかも2014年度からの伸びもきわめて大きい。積立金は基金造成に充てられるが、前年度の実質収支（歳計剰余金）の状況を勘案しながら歳出予算として計上するものであり、毎年度決まって同程度の額が積み立てられるとは限らない。実際、全市町村合計では2014年度1兆7,518億円、2015年度1兆6,367億円、2016年度1兆4,476億円、2017年度1兆5,271億円であり、緩やかに上下している。ところが突出群では、2014年度には327億円であり、対照群の350億円と大差なかったが、2015年度523億円（対照群454億円）、2016年度622億円（同398億円）、そして2017

18) 寄附金（ふるさと納税寄附金を含む）は、その目的により一般財源にも特定財源にもなりうるが、突出群におけるふるさと納税寄附金の大部分は、後述のように返礼品調達と基金造成に使われたとみられる。

19) 公債費の推移を実数でみると、全市町村では5兆6,696億円から5兆4,286億円へ4.3%減、突出群では760億円から718億円へ5.5%減、対照群では621億円から479億円へ6.7%減となっており、全般に義務的経費の一部が軽減されている。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

年度には678億円（同466億円）に順次増大し、対照群との差が開いている。全市町村に対する突出群の比率も2014年度の1.87%から2017年度には4.44%に拡大した。

ただし、基金の原資は積立金だけではない。前述のとおり、前年度の実質収支（歳計剰余金）は、次年度の繰越金に参入されるか歳計剰余金処分として基金に編入される。これらの問題については、節をあらためて検討する。

(2) 目的別歳出

図表7は、2017年度における突出群と対照群の人口1人当たり目的別歳出の内訳ならびに2014～2017年度における変化をみたものである。

第1に、民生費、衛生費をはじめ、総務費以外の目的別歳出については、突出群と対照群のあいだで有意な差がほとんどみられない。しかも人口1人当たり歳出額は、全般に対照群のほうが大きい。このことから、突出群は増大した歳入を一般行政サービスの拡充に支出したわけではないと見てよさそうである。

第2に、全般に対照群の数値が大きいなかで、2017年度の人口1人当たり商工費については、突出群56,200円、対照群43,400円であり、少なくとも10%水準では有意ではないが、突出群のほうが大きい。2014～2017年度における人口1人当たり商工費の変化率は、対照群では58.8%であったのに対し、突出群では150%を超えており、10%水準で有意な差がある。このことは、ふるさと納税寄附金に対する返礼品の調達のために商工費が支出されていることを示唆している。

第3に、突出群においては総務費、そのなかでも総務管理費への支出が有意に大きい²⁰⁾。総務費全体について、2017年度に対照群では210,000円で

20) 多様な項目から構成される総務管理費については、肥大化の抑制が課題とされている。経済財政諮問会議の下部組織として2015年に設置された経済・財政一体改革推進委員会が2016年7月から試行的に開設している「経済・財政と暮らしの指標“見える化”ポータルサイト」を参照。

図表7 目的別歳出の比較

		全市町村	突出群	判定	対照群
【2017年度】					
議会費	千円	8.1	13.6		13.3
総務費	千円	143.7	395.2	>>>	210.0
総務管理費	千円	130.2	372.1	>>>	191.1
徴税費	千円	7.1	14.2		9.5
民生費	千円	171.2	197.7		201.5
衛生費	千円	62.7	85.6		94.0
労働費	千円	1.0	0.6	<	1.6
農林水産業費	千円	59.0	116.3		117.2
商工費	千円	26.1	56.2		43.4
土木費	千円	85.7	113.4		163.7
消防費	千円	28.4	42.0		42.0
教育費	千円	72.2	100.8		100.5
災害復旧費	千円	9.8	10.7		18.0
公債費	千円	72.3	108.9		92.4
諸支出金	千円	0.5	0.2		0.3
【2014～2017年度】					
議会費	%	-1.9	0.7		0.1
総務費	%	22.9	179.5	>>>	25.6
総務管理費	%	28.2	216.8	>>>	32.1
徴税費	%	5.0	38.6	>	1.5
民生費	%	9.7	13.7		9.8
衛生費	%	11.6	4.6	<	29.2
労働費	%	88.2	-30.7		-15.1
農林水産業費	%	24.6	33.7		36.0
商工費	%	49.5	157.1	>	58.8
土木費	%	11.4	18.1		16.3
消防費	%	2.8	-4.4		3.9
教育費	%	11.9	17.6		24.1
災害復旧費	%	18,129.8	396.7		1,762.9
公債費	%	-0.3	2.1		2.7
諸支出金	%	88.4	-35.7	<<<	113.3

(注) 総務省「市町村別決算状況調」から作成。人口1人当たり。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

あったが、突出群ではその1.9倍の395,200円である。この間、対照群では25.6%増であったのに対し、突出群ではほぼ180%増大している。突出群・対照群ともに総務費のうち9割以上は総務管理費であるが、突出群においては、総務費全体の伸びよりも総務管理費の伸びのほうが有意に大きい。また、総務費のうち徴税费についても、有意ではないが、突出群では14,200円であり、対照群の9,500円を上回っている。2014～2017年度における徴税费の伸びは、突出群のほうが有意に大きいことから、突出群においては通常の徴税業務にふるさと納税の窓口を追加している可能性が考えられる。

総務費は、民生費、衛生費、土木費、教育費といった使途が明示された目的別歳出以外の多様な項目から構成されている。そのなかでも総務管理費には、性質別歳出という人件費と積立金が含まれる。2017年度の場合、市区町村合計（東京特別区、一部事務組合を含む）の総務管理費は5兆8,898億円であるが、このうち人件費は33.2%、積立金は25.1%を占める²¹⁾。突出群において総務管理費の規模と伸びが大きい理由として、積立金が関係していることは間違いない。これに加え、商工費と徴税费の伸びと照らし合わせれば、ふるさと納税寄附金獲得のための組織の設置や人員の配置などへの支出が関係していることも考えられる²²⁾。

(3) 単独事業費

図表8は、目的別歳出における一般行政経費（単独事業費）をみたもの

21) 総務省「地方財政統計年報」（2017年度）の「目的別性質別歳出内訳（純計）」による。

22) たいていの市町村は、既存の課・係の中に「ふるさと納税担当」を設置しているが、専用の窓口を開設している市町村も少なくない。突出群90市町村のうち最上位10町村についてみると、4団体において「ふるさと納税」という名称を付けた課・係・室を設置している。「ふるさと納税」という名称を付けた課・係・室を設置している市町村は、突出群出現率が最も高い佐賀県では20市町村のうち3団体、突出群比率が2番目に高い宮崎県では26市町村のうち4団体、突出群比率が3番目に高い高知県では34市町村のうち2団体である（2020年3月現在）。

図表8 目的別歳出における一般行政経費（単独事業費）の比較

		全市町村	突出群	判定	対照群
【2017年度】					
一般行政経費（単独事業費）合計	千円	209.3	407.1	>>	299.9
民生費（うち児童福祉費 a）	千円	12.3	13.4		14.8
民生費（うち老人福祉費 b）	千円	21.9	31.9		30.2
民生費（a, b, cを除く）	千円	17.6	21.6		23.5
民生費（うち災害救助費 c）	千円	0.4	0.1		0.9
衛生費（うち清掃費）	千円	18.5	26.7		24.4
衛生費（ただし清掃費除く）	千円	14.4	20.4		22.7
労働費	千円	0.7	0.5		1.1
農林水産業費	千円	11.0	20.7		20.6
商工費	千円	13.4	26.9		20.2
土木費	千円	7.1	10.5		11.3
消防費	千円	18.9	29.3		30.1
教育費	千円	29.0	39.9		39.4
総務費	千円	43.4	163.9	>>>	59.8
その他の経費（議会費、諸支出金等）	千円	0.7	1.2		1.1
【2014～2017年度】					
一般行政経費（単独事業費）合計	%	14.7	59.8	>>>	14.4
民生費（うち児童福祉費 a）	%	21.9	27.3		23.4
民生費（うち老人福祉費 b）	%	34.1	27.3		42.9
民生費（a, b, cを除く）	%	21.0	14.8		19.2
民生費（うち災害救助費 c）	%	1,719.1	535.2		373.5
衛生費（うち清掃費）	%	11.3	8.0		11.4
衛生費（ただし清掃費除く）	%	20.5	14.7		30.7
労働費	%	412.7	219.6		604.1
農林水産業費	%	20.0	24.4		21.2
商工費	%	39.6	176.9	>	27.7
土木費	%	45.1	58.6		101.9
消防費	%	26.8	4.8		18.2
教育費	%	19.7	14.7		14.5
総務費	%	42.5	341.3	>>>	32.6
その他の経費（議会費、諸支出金等）	%	9.9	12.4		18.3

(注) 総務省「市町村別決算状況調」から作成。人口1人当たり。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

である。2017年度における人口1人当たり民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費については、突出群と対照群とではほぼ同じ数値である。2014～2017年度の変化率についても有意な差はない。ところが、2017年度における人口1人当たり総務費については、対照群では59,800円であるのに対し、突出群ではその2.7倍の163,900円である。しかも2014～2017年度に高い伸びを示している。また、2017年度の人口1人当たり商工費については両群間で有意な差はないが、2014～2017年度における伸びは突出群が有意に高い。

一般行政経費（単独事業費）全体について実数でみると、全市町村では2014年度の132億9,373万円から2017年度には141億1,507万円へ6.2%増、対照群では1億7,112万円から1億8,611万円へ8.8%増であったが、突出群では1億7,089万円から2億6,039万円へ52.4%増であった。このうち総務費は全般に増加したとはいえ、全市町村でも対照群でもそれぞれ18%前後の増加率であったなかで、突出群においては286億円から1,006億円へ3.5倍増であった。突出群における一般行政経費（単独事業費）の増分の80%強は総務費の増分によるものであり、総務費の割合は16.8%から38.6%に拡大した。

結局のところ、突出群においては、ふるさと納税寄附金に伴って財源は確実に増大したにもかかわらず、民生費や衛生費などの住民サービスのための単独事業費が顕著に増加したわけではない。その一方、総務費と商工費は確実に増大している。

(4) 財源構成

突出群の90市町村合計でみると、2014～2017年度に歳入総額は1,760億円増加し（対照群90市町村合計では125億円減）、歳出総額は1,779億円増加した（同46億円増）。突出群の歳入の増加においては、歳入科目としての寄附金の1,180億円増（同43億円増）に次いで繰入金の558億円増（同23億円減）の寄与が大きい。歳入科目としての寄附金の増分のうち大半の1,174億円

(同43億円)は、ふるさと納税寄附金によるものである。

他方、性質別歳出のうち増加幅が大きいのは、物件費の487億円増(同81億円増)と並んで補助費等の389億円増(同103億円増)であるが、これら以上に積立金の911億円増(同349億円減)の規模が大きい。2014~2017年度に全市町村合計の物件費の増分は2,574億円であったので、突出群はその2割近くを占めている。一方、目的別歳出については総務費の増加幅が抜きん出て大きい。全市町村でも対照群でも総務費は減少したにもかかわらず、突出群においては2014年度の1,016億円から2017年度には2,546億円へ1,530億円増加した。総務費の増分のほとんどの1,526億円は総務管理費によるものである。また、総務費の増分のほぼ半分の720億円は、一般行政経費(単独事業費)によるものである。

歳出総額の財源の構成をみると(図表9)、2017年度の場合、全市町村でも対照群でも一般財源等が最も多く(全市町村62.5%、対照群59.4%)、これに国庫支出金(同15.8%、同10.6%)と都道府県支出金(同6.8%、同9.3%)が続いている。ところが突出群については、第1位の一般財源等の構成比は55.4%とやや小さい代わりに、第2位に分担金・負担金・寄附金²³⁾があげられている。分担金・負担金・寄附金の構成比は、全市町村と対照群ではそれぞれ2%未満であるが、突出群では歳出総額の13.6%、1,100億円にのぼり、2014年度の115億円から10倍近く増加している。2014~2017年度の増分は突出群985億円、対照群26億円である。この間、歳入科目である寄附金の増分は、突出群1,180億円(うちふるさと納税寄附金1,174億円)、対照群43億円(同43億円)であったので、財源構成からみた分担金・負担金・寄附金の増分におおむね対応している²⁴⁾。

このほか繰入金についても全市町村では5.4%減、対照群では17.0%増で

23) 歳出総額の財源構成では分担金・負担金・寄附金の内訳は分からない。

24) 財源内訳における寄附金は「寄附目的が特定されていないもの又は総称的な経費の財源となるもの」とされている(総務省自治財政局財務調査課「地方財政状況調査表作成要領(市町村分、一部事務組合分)」2017年度)。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表9 歳出総額の財源の構成

(億円, %)

	2017年度			2014～2017年度変化率		
	全市町村	突出群	対照群	全市町村	突出群	対照群
歳出総額	537,432	8,083	6,950	3.5	28.2	0.7
国庫支出金	85,066	629	737	6.8	3.0	-25.4
都道府県支出金	36,459	521	646	6.4	9.5	7.6
使用料・手数料	10,199	115	95	-1.6	-9.1	-5.3
分担金・負担金・寄附金	7,953	1,100	104	40.2	854.9	34.1
財産収入	1,283	40	23	11.2	88.1	33.0
繰入金	8,203	552	481	-5.4	247.4	17.0
諸収入	17,178	112	154	-11.4	1.3	34.4
繰越金	3,588	27	101	-16.2	-27.4	-36.6
地方債	31,837	509	483	3.3	10.0	23.2
一般財源等	335,681	4,478	4,125	3.3	7.0	2.0

(注) 総務省「地方財政状況調査」から作成。

あったが、突出群においては159億円から552億円へ3倍以上増加した。繰入金は、公営企業会計からの繰入金、基金取崩しによる繰入金、財産区繰入金から構成されており、次節で詳しくみるように、ふるさと納税寄附金を含む寄附金の動向に関連している。

全市町村、突出群、対照群のいずれにおいても、2014～2017年度に一般財源等が増大した半面、全般に地方債への依存が高まっている。全市町村における地方債の増加率は3.3%であり、一般財源等の増加率と同じであったが、突出群では10.0%増、対照群では23.2%増と大きい。

(5) 返礼品への支出

図表10は、2017年度について、人口1人当たり寄附金額の区別にふるさと納税寄附金の募集・受入に伴う費用をみたものである。

全市町村の総費用は2,019億円、うち返礼品の調達費用は1,402億円である。1団体当たりで見ると、全市町村平均の総費用は1億1,751万円、うち

図表10 ふるさと納税寄附金の募集・受入に伴う費用

人口1人当たり 寄附金額	総費用 (百万円)	うち返礼品 (百万円)	1団体当たり費用	
			総費用 (千円)	返礼品 (千円)
10円未満	5	3	205	119
10～100円	334	217	2,457	1,596
100～500円	2,823	1,809	9,443	6,051
500～1,000円	4,114	2,756	20,468	13,712
1,000～5,000円	25,974	17,983	49,100	33,995
5,000～1万円	19,497	13,163	108,319	73,125
1万～5万円	73,435	51,286	284,632	198,784
5万円以上	75,691	52,937	841,013	588,194
合計・平均	201,874	140,155	117,505	81,580

人口1人当たり 寄附金額	寄附1件当たり費用		費用比率	
	総費用 (円)	返礼品 (円)	総費用 (%)	返礼品 (%)
10円未満	3,439	1,336	7.8	4.1
10～100円	6,590	4,176	23.8	15.2
100～500円	10,207	6,662	34.9	21.8
500～1,000円	11,429	7,490	41.9	26.8
1,000～5,000円	11,608	7,959	45.9	30.9
5,000～1万円	14,885	10,584	50.2	33.8
1万～5万円	16,322	11,568	57.1	39.3
5万円以上	18,307	11,923	59.3	39.6
合計・平均	12,235	8,311	44.1	29.2

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」2017年度から作成。
 2. 平均は各区分の市町村の算術平均。1団体当たりは各区分の合計÷市町村数。

返礼品の調達費用は8,158万円である。人口1人当たり寄附金額が大きくなれば費用も増大しており、寄附金額5万円以上の突出群では、1団体当たりの総費用は8億円を超え、うち返礼品の調達費用は5億8,819万円である。寄附件数1件当たりの総費用は、全市町村平均で12,200円（うち返礼

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

品8,300円)である。1人当たり寄附金額が100円未満の市町村では総費用は数千円であるが、100円を超えると1万円台になり、5,000円以上になると15,000円前後、うち返礼品も1万円台に上昇し、そして5万円以上の突出群では総費用18,300円、うち返礼品11,900円である。

実数でみると、1人当たり寄附金額が5万円以上の突出群90市町村のシェアは、全市町村に対して寄附金額では34.7%であるが、総費用では37.5%、返礼品の調達費用では37.8%を占めており、返礼品に相対的に多く支出していることが分かる。

ふるさと納税寄附金に対する総費用の比率については、全市町村平均で44.1%、うち返礼品の調達費用は29.2%である²⁵⁾。人口1人当たり寄附金額が5,000円以上の市町村では総費用比率が50%を超え、特に5万円以上の突出群では59.3%、ほぼ6割になっている。人口1人当たり寄附金額が1,000円以上の市町村では返礼品比率が30%を超えており、うち1万円以上ならびに5万円以上の市町村ではほぼ40%に達している。

ふるさと納税の返礼品をめぐる問題が多発してきたため、2019年6月1日から、総務大臣が一定の基準に適合した団体をふるさと納税寄附金(特例控除)の対象として指定する仕組みが導入された。その条件の1つは「返礼品の返礼割合を3割以下とすること」というものであるが、すでに2017年度において返礼品比率は全市町村平均で29.2%であり、30%を超える団体が1,718市町村のうち半数近い829団体(48.3%)を占めている。

返礼品比率が30%を超える市町村は、人口1人当たり寄附金額が10円未満の市町村ではみられないが、10円以上100円未満の市町村で21(15.4%)、100円以上500円未満の市町村で70(23.4%)、500円以上1,000円未満の市町村で70(34.8%)、1,000円以上5,000円未満の市町村で281(53.1%)、5,000円以上1万円未満の市町村で122(67.8%)、1万円以上5万円未満の

25) 2017年度について全市町村の算術平均で総費用の構成比をみると、返礼品の調達67.3%、返礼品の送付11.5%、広報3.6%、決済等4.3%、事務9.3%、その他4.0%である。

市町村で194 (75.2%)、そして5万円以上の市町村では71 (78.9%)である。結局、1万円以上の348市町村のうち265団体 (76.1%)において返礼品比率が30%を超えている。なお、総費用に占める返礼品の調達費用の割合は、どの区分でも60%台であり、大きな違いはみられない²⁶⁾。

総務省「ふるさと納税に関する現況調査」では、ふるさと納税寄附金の額が前年度から増加した団体について、その理由を調査している (図表11)。2017年度の場合、突出群の第1位は「ふるさと納税の普及、啓発」89%であるが、第2位は「返礼品の充実」71%である。「返礼品の充実」については、対照群の回答率は56%にとどまるが、全市町村では71%であり、「ふるさと納税の普及、啓発」73%とあまり変わらない。つまり、寄附金が増加した市町村の7割あまりは、ふるさと納税寄附金獲得の手段として「返礼品の充実」が鍵であることを正直に回答している。

また、同調査ではふるさと納税募集に際して工夫している取り組みを尋ねているが、突出群においては、第1位の「インターネットの活用、パンフレットの作成などの広報の充実」99% (対照群81%) に続いて、やはり第2位に「返礼品の充実、PR」81% (同56%) があげられている²⁷⁾。

26) 2017年度の第193通常国会において、井坂信彦衆議院議員は、「地方自治体は本来、一般財源として行政サービスに充てるべき財源から、返礼品の調達および発送の費用を捻出しているため、返礼品にかかる費用が地方財政全体を圧迫しているのではないかと懸念する声が依然としてある」という問題提起をしている (2017年6月14日提出)。ところが、これに続く4つの質問の1つでは、ふるさと納税に伴う地方交付税措置により「ふるさと納税制度が、地方財政を全体として圧迫しているのではないかと」という意見があるが、政府の見解は如何に」という質問に置き換えられ、問題提起の前半の事項については言及されてない。その結果、安倍晋三内閣総理大臣の答弁 (同年6月27日) は、「一般財源総額については地方財政計画で確保されている」といった趣旨にとどまっている。本稿の今回の分析によると、ふるさと納税に対する返礼品等の支出が過剰とはいえ一般財源を侵食するほどではない。

27) いずれの選択肢にも回答していない市町村を除く1,695市町村 (突出群88, 対照群88) による複数回答。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表11 ふるさと納税寄附金の増加理由

(%)

	全市町村	突出群	対照群
対象数	1,159	79	61
①ふるさと納税の普及，定着	72.8	88.6	62.3
②使途，事業内容の充実	14.8	29.1	8.2
③収納環境の整備（クレジット納付，電子申請の受付等）	41.2	34.2	41.0
④HP等の広報の充実	44.6	62.0	23.0
⑤返礼品の充実	70.8	70.9	55.7
⑥平成27年度における制度拡充（ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設）	24.6	40.5	14.8
⑦震災・災害への支援	4.3	3.8	4.9
⑧その他	11.2	12.7	16.4

(注) 1. 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」2017年度から作成。
2. いずれの選択肢にも回答していない市町村を除く。複数回答。

6. 基金残高と地方債残高の変化

(1) 基金残高の変化

都道府県・市町村の基金は，年度間の財政不均衡を調整するための財政調整基金，将来の地方債償還に備えるための減債基金，これら以外の特定目的基金の3種類から構成される。当年度末の基金残高は，次のように求められる。

$$\begin{aligned} \text{当年度末基金残高} &= \text{前年度末基金残高} + \text{歳出決算額} + \text{取崩し額} \\ &\quad + \text{歳計剰余金処分} + \text{調整額} \end{aligned}$$

右辺の歳出決算額とは，基金造成のために毎年度の予算に計上され，実際に支出された額のことである。性質別歳出の科目の1つである積立金にあたる（性質別歳出では合計値が掲載されており，基金の種別の内訳は分からない）。歳計剰余金処分とは，歳入の収納済額から歳出の支出済額と翌

年度に繰り越すべき財源を控除した額、つまり実質収支（歳計剰余金）のうち基金に編入した額のことである。調整額は、前年度末基金残高の事後修正や基金の設置目的変更による修正が生じた場合に計上される。2017年度の場合、調整額は全市町村総額でマイナス90億円弱、基金残高全体の0.1%であり、規模は無視しうるほど小さい。

図表12は、2014～2017年度における基金残高の変化を構成要素別にみたものである。全市町村では12兆5,526億円から12兆8,733億円へ2.6%増、そのうち対照群では4,351億円から4,235億円へ2.7%減であったのに対し、突出群においては2,634億円から3,539億円へ34.3%増加した。それでもなお対照群の基金残高のほうが多い²⁸⁾。突出群については、次のような特徴が指摘される。

第1に、3種類の基金のうちでは特定目的基金の増加率が61.4%で最も大きい。3種類の基金残高に占める特定目的基金の比率は2014年度には46.9%であったが、2017年度には56.3%に増大した。財政調整基金と減債基金の増加率はどちらも10.5%であり、同じようなペースで積み立てられたようにみえる。

第2に、歳出決算額について、対照群では745億円から396億円へ半減したのに対し、突出群では243億円から1,155億円へ5倍近く増加した。その増分の911億円のうち904億円は特定目的基金の増分である。

第3に、取崩し額の規模も大きい。対照群では694億円から666億円に少し減少したが、2017年度には歳出決算額を超える規模になっている。2017年度の場合、取崩し額の74.6%は特定目的基金の取崩しである。他方、突出群においては302億円から864億円に3倍近く増加した。2017年度の場合、特定目的基金の取崩しが全体の82.4%を占めている。対照群では歳出決算額の落ち込みをカバーするために取崩し額を増やしているとみられるのに対し、突出群では歳出決算額の規模が大きいと同時に取崩し額の規模も大

28) 対照群で基金残高が多いのは、合併経験のある市町村が突出群より12ポイント多いことも影響しているとみられる（伊藤2018bを参照）。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

きい。突出群では歳出決算額を積み立てつつ、一方で相当な規模の基金を取崩していることになる。

第4に、前節でふれたように、実質収支（歳計剰余金）は突出群では205億円から219億円へ6.7%増加したが、対照群では253億円から横ばいで推移した。このうち純繰越金については突出群では186億円から184億円へ微減であったのに対し、対照群では212億円から236億円に増加した。前年度実質収支から純繰越金を控除した残余が歳計剰余金処分として基金に編入さ

図表12 基金残高の構成とその変化

(億円, %)

	2017年度			2014～2017年度		
	全市町村	突出群	対照群	全市町村	突出群	対照群
2016年度残高	129,271	3,217	4,463	5.3	20.7	5.0
財政調整基金	50,482	1,154	1,494	9.3	15.7	7.7
減債基金	13,466	406	367	8.2	5.3	5.3
特定目的基金	65,327	1,657	2,602	1.8	29.3	3.4
歳出決算額	15,271	1,155	396	-12.8	374.3	-46.9
財政調整基金	3,590	77	72	-22.9	-1.8	-26.6
減債基金	1,128	29	16	-6.1	42.3	34.5
特定目的基金	10,553	1,049	307	-9.5	623.7	-51.6
取崩し額	17,421	864	666	4.3	186.5	-4.0
財政調整基金	6,963	130	161	38.7	61.7	65.0
減債基金	1,129	22	8	9.2	-30.7	17.0
特定目的基金	9,329	712	497	-12.4	276.4	-15.7
歳計剰余金処分	1,698	34	54	-13.9	10.4	4.5
財政調整基金	1,602	33	49	-15.5	9.4	1.0
減債基金	70	0	3	13.0	-	55.1
特定目的基金	26	0	3	96.4	-	42.3
2017年度残高	128,733	3,539	4,235	2.6	34.3	-2.7
財政調整基金	48,711	1,134	1,454	2.1	10.5	1.2
減債基金	13,532	413	379	6.8	10.5	6.3
特定目的基金	66,487	1,992	2,402	2.1	61.4	-6.1

(注) 総務省「地方財政状況調査」から作成。調整額を省略。

れるが、対照群の市町村は突出群の市町村に比較して、歳計剰余金処分により多くを配分している。2017年度の場合、突出群では歳計剰余金処分の全額を財政調整基金に編入している。対照群では、些少ではあるが、減債基金と特定目的基金にも編入している。

(2) ふるさと納税寄附金の影響

突出群においては、ふるさと納税寄附金の増大に伴って歳入が増加し、歳出でいう積立金、基金会計でいう歳出決算額が増大している。その一方、基金取崩し額も少なくない。基金取崩し額は繰入金として歳入に繰り入れられる。図表12でみたように、2017年度の場合、突出群では積立金（歳出決算額）1,115億円に対し、基金取崩し額は864億円であるが、対照群では396億円に対し666億円であり、取崩し額が超過している。

図表13は、2017年度における積立金（歳出決算額）、基金取崩し額、繰入金の相関係数をみたものである（実数ベース）。基金取崩し額は、公営事業会計などからの繰入金とともに歳入に繰り入れられるため、突出群・対照群を問わず、繰入金との相関は当然のことながら非常に高い。積立金（歳出決算額）と基金取崩し額の関係、積立金（歳出決算額）と繰入金の関係についても、突出群・対照群を問わず、相関係数が0.9を超えており、積立金（歳出決算額）と基金取崩し額とは連動していることがみてとれる。実際、2017年度について基金取崩し額÷繰入金の倍率を計算してみると（算術平均）、全市町村と対照群では0.909と少し低いが、突出群では0.922である。突出群では基金を取崩して、その相当程度を一般会計に繰り入れていくことが分かる。

これら3項目にふるさと納税寄附金を加えて再計算してみると、対照群では相関はまったくみられない。ところが突出群においては、ふるさと納税寄附金と積立金（歳出決算額）ならびにふるさと納税寄附金と基金取崩し額の相関係数が0.9を超えている。このことから容易に推察されるように、ふるさと納税寄附金から返礼品の調達費用などの総費用を差し引いた、

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表13 ふるさと納税寄附金と積立金・繰入金の関係（2017年度）

	積立金 (歳出決算額)	基金取崩し額	繰入金 (歳入)
ふるさと納税寄附金	0.255 **	0.166	0.146
	0.949 **	0.918 **	0.918 **
	0.138	-0.006	0.004
積立金（歳出決算額）		0.725 **	0.792 **
		0.985 **	0.985 **
		0.944 **	0.946 **
基金取崩し額			0.931 **
			0.999 **
			1.000 **

- (注) 1. 総務省「市町村別決算状況調」, 同「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～平成30年度）」から作成。
 2. 実数ベースの相関係数。上：全市町村, 中：突出群, 下：対照群。* は5%水準, ** は1%水準で有意。

いわば手取額と積立金（歳出決算額）のあいだの相関係数も高い。2017年度の場合、実数ベースでみた両者の相関係数は対照群では0.167, 全市町村では0.266（1%水準で有意）であるが、突出群では0.921（同）である。

図式的に言えば、突出群の市町村は、ふるさと納税寄附金1,249億円らびに基金取崩し864億円（うち特定目的基金取崩し712億円）に対応した繰入金887億円を使って、総費用に757億円（うち返礼品の調達529億円）を支出し、それでもなお残りがあるため、結果としてふるさと納税寄附金の90%以上に相当する1,155億円を歳出決算額として基金に編入していることになる。

不思議にみえるのは、基金造成のために毎年度の予算に計上され、実際に支出された額のことである歳出決算額の規模が突出群で異様に大きいことである。

その理由の1つとして、いわば「学習効果」のようなことが考えられる。図表14は、前年度のふるさと納税寄附金と当年度の積立金（歳出決算額）の関係をみたものである。対照群については、ふるさと納税が本格化した

図表14 ふるさと納税寄附金と積立金（歳出決算額）の関係

		積立金（歳出決算額）			
		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
ふるさと納税寄附金	2013年度	0.129 0.511 ** 0.389 **			
	2014年度		0.163 0.271 ** 0.115		
	2015年度			0.178 * 0.555 ** 0.076	
	2016年度				0.218 * 0.724 ** 0.125

- (注) 1. 総務省「市町村別決算状況調」, 同「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～平成30年度）」から作成。
 2. 実数ベースの相関係数。上：全市町村, 中：突出群, 下：対照群。
 *は5%水準, **は1%水準で有意。

2014年度は例外であるが、両者のあいだに相関はみられない。他方、突出群については、2015年度に相関係数が0.271に低下したものの、2014年度0.511、2016年度0.555、2017年度0.724と年を追って高くなっている（いずれも1%水準で有意）。つまり、前年度のふるさと納税寄附金の実績をもとに当年度の積立金を見積もっている様子が見えてくる。

もう1つの理由として、補正予算による補正が考えられる。たとえば根室市は突出群の1つであるが、根室市監査委員「平成29年度根室市各会計歳入歳出決算審査意見書」によると、2017年度の当初予算では歳入は169億9,100万円であったが、補正予算で55億8,436万円、約33%増額された。そのほとんどは総務費に計上されている。また、寄附金の当初予算は3億3,977億円であったが、補正予算で36億3,712万円増額され、収入済額は当初予算の10倍を超える39億7,688万円になっている。そのうち39億7,335億

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

円はふるさと納税寄附金である。性質別歳出の予算は分からないが、積立金の決算は36億4,944万円である。これは寄附金の92%に相当する。

補正予算による補正は、繰入金と繰越金についても起きている。やはり根室市を例にとると、2017年度の当初予算で繰入金は14億4,562万円、繰越金はわずか1万円であった。ところが補正予算により、繰入金は17億1,893万円（このほか継続費4,156万円）増額され、繰越金は5,941万円（このほか繰越事業費等充当財源繰越額5,706万円）増額された結果、収入済額は繰入金27億8,638万円、繰越金1億1,649億円になっている。

突出群においては、ふるさと納税寄附金の増大を背景に、積立金ならびに繰入金について当初予算を大幅に補正するとともに、歳入歳出差額である繰越金についても補正をおこなっている様子が見えてくる。このような補正予算による事後的修正は、いわゆる“soft budget constraint”に通じる問題であり、財政規律を弛緩させかねないことが懸念される。

総務省自治財政局（2017）では、2006～2016年度における都道府県・市町村の基金残高の調査に際して、基金全般について積立方策を質問している（図表15）。全市町村ならびに対照群では、「税収如何にかかわらず、行

図表15 基金の積立方策

(%)

	全市町村	突出群	対照群
対象数	1,718	90	90
①税収如何にかかわらず、行革、経費節減等により捻出した額	66.9	58.9	64.4
②予算見込みを上回った税収	30.8	20.0	18.9
③予算見込みを上回った税収以外の収入	28.8	35.6	26.7
④歳出の不用額	54.0	61.1	54.4
⑤国費関連分の増に対応	6.5	6.7	8.9
⑥その他	18.6	24.4	8.9

(注) 1. 総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」（2017年11月）から作成。
2. 第1位から第3位の順位付け回答を複数回答として集計。東京特別区を除く。

革, 経費節減等により捻出した額」という回答が60%を超えて最も多いが, 突出群では59%であり, 60%を割っている。その代わり突出群では「歳出の不用額」という回答が61%で最も多く, 全市町村ならびに対照群に比較すると, 「予算見込みを上回った税収以外の収入」36%, 「その他」24%という回答が多いことが特徴である。この調査は, ふるさと納税寄附金が急増した数年後に実施されたものであるが, 突出群においては「税収以外の収入」が予定していた以上に多く, それが基金積み増しにつながっていると想像される²⁹⁾。

総務省自治財政局(2017)によると, 「ふるさと納税については, 受け入れた年度に活用した残額を基金に積み立てた上で, 翌年度又は翌年度以降に取り崩して活用するのが, 一般的運用」とされる。突出群においては, 行革や経費節減に努力しているにせよ³⁰⁾, 予想以上のふるさと納税寄附金を集めて返礼品などに支出するものの, それほど「活用」しないまま基金を積み増ししているようである。

なお, 2017年度の場合, 積立金(歳出決算額)÷ふるさと納税寄附金の比率は, 突出群では1.1倍, つまりふるさと納税寄附金を10%程度上回る額を基金に編入しているのに対し, 対照群では52.8倍である(関係市町村の算術平均)。対照群では, ふるさと納税寄附金が少ない分だけ, その他の財源をやりくりしているようにみえる³¹⁾。

29) 第1位から第3位の順位付け回答のうち第1位回答だけ取り出してみると, 最も多い「税収如何にかかわらず, 行革, 経費節減等により捻出した額」については全市町村50%, 突出群38%, 対照群52%, 2番目に多い「歳出の不用額」については全市町村18%, 突出群28%, 対照群18%である(全市町村は1,718, 突出群と対照群はそれぞれ90で計算)。

30) 前田(2018)は, 2008~2015年度における市町村の基金残高の積立要因について, 確率的フロンティア分析をおこなっている。その結果, 東日本大震災の被災地には特殊な事情があるが, 市町村全体でみれば基金積立要因として効率化努力が認められるとしている。

31) 実数で合計値をみると, 突出群における2017年度のふるさと納税寄附金は1,249億円(対照群62億円)であり, 積立金(歳出決算額)の1,155億円(同396億円)よりも多い。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

(3) 地方債残高と基金残高の変化

2014～2017年度に、積立金残高は全市町村合計で12兆5,523億円から12兆8,730億円へ2.6%増、突出群合計では2,634億円から3,539億円へ34.3%の大幅増であったのに対し、対照群合計では4,351億円から4,235億円に2.7%減であった。逆に地方債残高については、全市町村では54兆9,189億円から54兆9,043億円へ0.0%減、突出群では6,706億円から6,582億円へ1.8%減であったが、対照群では5,346億円から5,588億円へ4.5%増であった。つまり、全市町村と突出群では地方債残高は微増し、基金残高は増加した。対照群では地方債残高が増加し、逆に基金残高は減少した。

人口1人当たりの算術平均でみると（図表16）、地方債残高は全市町村と突出群でも増加している。突出群の変化率は5.4%増であったが、対照群では27.5%増であった。にもかかわらず、2017年度の人口1人当たり地方債残高は、対照群の81万2,600円に対し、突出群では100万9,200円であり、20万円近い開きがある。

市町村の財政運営にとって肝心なのは、そのような地方債残高の変化である。2017年度の場合、突出群においては地方債残高と基金残高の相関係数は、実数でみても人口1人当たりでみても0.5を超えている。これは対照群についても同様であり、相関係数は0.2から0.3と少し低いものの、実数でみても人口1人当たりでみても1%水準で有意な相関がみられる。つまり、突出群でも対照群でも地方債残高の規模と基金残高の規模のあいだには正の相関がある。ということは、とりわけ突出群の場合、ふるさと納税寄附金の増大に伴って基金残高が増大したにもかかわらず、その増分に見

図表16 地方債残高の比較

			全市町村	突出群	判定	対照群
地方債残高	2014年度	千円	632	945	>>	757
地方債残高	2017年度	千円	679	1,009	>>	813
変化率	2014～2017年度	%	6.4	5.4		27.5

（注）総務省「市町村別決算状況調」から作成。人口1人当たり。

合ったほどには地方債残高を減らしていないことが考えられる。歳出構造の項でみたように、繰上償還金についても突出群はそれほど積極的ではない。元利償還金に対する繰上償還金の比率（算術平均）は、対照群では2014年度の2.9%から3.1%へ少し上昇したのに対し、突出群では2.5%から2.3%へ少し低下した。

このような基金残高の変化と地方債残高の変化を照らし合わせながら点検するため、基礎的財政収支の概念を援用する。基礎的財政収支の定義は、総務省（2010）と財務省（2014）により、次のとおりである³²⁾。

$$\begin{aligned} \text{基礎的財政収支} &= (\text{歳入} - \text{繰越金} - \text{地方債発行額} - \text{基金取崩し額}) \\ &\quad - (\text{歳出} - \text{地方債元利償還金} - \text{基金積立額}) \end{aligned}$$

これは次のように書き換えられる。本稿では便宜的に、右辺第1項を「歳入歳出収支」、第2項を「地方債収支」、第3項を「基金収支」と呼ぶ。

$$\begin{aligned} \text{基礎的財政収支} &= (\text{歳入} - \text{繰越金} - \text{歳出}) - (\text{地方債発行額} \\ &\quad - \text{地方債元利償還金}) - (\text{基金取崩し額} - \text{基金積立額}) \end{aligned}$$

総務省（2010）と財務省（2014）の定義では、基礎的財政収支は3種類の基金のうち財政調整基金と減債基金を対象とし、特定目的基金を含まないが、本稿では含めて計算している。基金積立額は、積立金（歳出決算額）と歳計剰余金処分の合計である。

その結果は、図表17のとおりである。全市町村では、2014年度に基金取崩し額1兆6,707億円、積立金（歳出決算額）と歳計剰余金処分の合計1兆9,489億円であったため、積立金収支はマイナス2,782億円、つまり積立超過であった。これが2017年度にはプラス452億円、つまり取崩し超過に転じ

32) 総務省（2010）と財務省（2014）では「繰越金」としているため、以下では純繰越金ではなく繰越事業費等充当財源繰越額を含めている。

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

図表17 基金収支と地方債収支（2017年度）

（億円，％）

	2014年度			2017年度		
	全市町村	突出群	対照群	全市町村	突出群	対照群
歳入－歳出－繰越金	1,039	28	84	1,327	28	-20
基金取崩し額－基金積立額	-2,782	28	-103	452	-324	216
財政調整基金	-1,535	-28	-49	1,771	20	40
減債基金	-230	11	-8	-70	-7	-12
特定目的基金	-1,018	44	-46	-1,249	-337	188
地方債発行額－元利償還金	-4,843	-91	-35	-4,358	-50	45

（注）総務省「市町村別決算状況調」，同「地方財政状況調査」から作成。

た。対照群でも同じように、2014年度のマイナス103億円から2017年度にはプラス216億円になり、取崩し超過になった。その約87%は特定目的基金の取崩し超過である。一方、突出群については2014年度にはプラス28億円の取崩し超過であったが、2017年度にはマイナス324億円の積立超過になった。そのほとんどは、やはり特定目的基金の積立超過によって説明される。

これらのことは、人口1人当たりで見ると、より明確になる（図表18）。2017年度の基金収支について、突出群ではマイナス56,900円、対照群ではプラス39,300円であり、大きな差がある。一方は積立超過、他方は取崩し超過という違いはあるものの、いずれも特定目的基金の寄与が大きいことでは共通している。特定目的基金に比較すると、財政調整基金と減債基金の変動は小さいが、2017年度の対照群においては、特定目的基金の取崩し額の4割あまりに相当する財政調整基金を取り崩している。

他方、地方債収支について実数で見ると（図表17）、全市町村と突出群では2014年度も2017年度もマイナス、つまり元利償還金超過であり、いずれもマイナス幅が少し縮小している。これに対し、対照群においては2014年度にはマイナス35億円であり償還超過であったが、2017年度にはプラス45億円の発行超過に転じた。ただし、人口1人当たりの算術平均で見ると（図表18）、2014年度には全市町村、突出群、対照群のいずれもマイナスで

図表18 基金収支と地方債収支の比較

		全市町村	突出群	判定	対照群	
歳入－歳出－繰越金	2014年度	千円	3.0	7.7	10.5	
歳入－歳出－繰越金	2017年度	千円	0.5	-2.2	1.7	
基金取崩し額－基金積立額	2014年度	千円	-12.4	9.0	>	-19.8
財政調整基金		千円	-4.6	-2.8		-5.2
減債基金		千円	-0.6	0.9		-4.5
特定目的基金		千円	-7.3	10.9		-10.1
基金取崩し額－基金積立額	2017年度	千円	0.7	-56.9	<<<	39.3
財政調整基金		千円	5.2	1.3		11.9
減債基金		千円	0.4	-0.8		-0.5
特定目的基金		千円	-4.9	-57.4	<<	27.9
地方債発行額－元利償還金	2014年度	千円	-2.1	-1.3		-0.7
地方債発行額－元利償還金	2017年度	千円	2.2	2.2		6.6

(注) 総務省「市町村別決算状況調」, 同「地方財政状況調査」から作成。人口1人当たり。

あったが、2017年度にはいずれもプラスに転じ、発行超過になっている。突出群全体ではマイナス50億円であり、元利償還金超過であるが、突出群に属する市町村の算術平均ではプラス2.2万円であり、発行超過である。

参考として基礎的財政収支を計算してみると、2014年度には全市町村、突出群、対照群のいずれでもプラスであった。突出群では基金収支が取崩し過多であったが、地方債収支がそれ以上にプラスであったため、基礎的財政収支はプラスになった。2017年度になると、突出群では歳入歳出収支はプラス28億円であり、地方債収支はマイナス50億円にマイナス幅が少し縮小した半面、基金収支が大幅な積立超過になったおかげで、基礎的財政収支はプラス402億円に増大した。ところが対照群においては、歳入歳出収支がマイナス20億円に転じたうえ、基金収支は取崩し超過、地方債収支は発行超過になったため、基礎的財政収支はマイナス281億円になっている。2014～2017年度における突出群と対照群の基礎的財政収支はプラス・マイナスが逆転している。両群では符号は異なるが、基金収支が明暗を分けて

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

おり、地方債収支の寄与は小さい。

7. ま と め

2014～2017年度における基準財政需要額をみると、突出群では2,922億円から3,007億円へ85億円増（2.9%増）であり、対照群では2,787億円から2,895億円へ108億円増（3.9%増）であった。いずれも人口減少と高齢化が進展しているため、基準財政需要額が増加傾向にあることは避けられない。対照群の場合、この間の歳入総額は7,420億円から7,296億円へ125億円減（1.7%減）であり、歳出総額は6,904億円から6,950億円へ46億円増（0.7%増）であった。人口の変化率は3.0%減であったので、基準財政需要額が増加しながらも、歳入と歳出がおおむね横ばいで推移していることは納得できる。

ところが突出群については、歳入総額は6,582億円から8,342億円へ1,760億円（26.7%）増加し、歳出総額は6,304億円から8,083億円へ1,779億円（28.2%）増加した。この間の人口変化率は対照群より大きい3.8%減であり、基準財政需要額の伸びは対照群より低いことから、突出群における歳入・歳出の大幅な伸びは異様である。その要因がふるさと納税寄附金であることはいうまでもない。2014～2017年度におけるふるさと納税寄附金の増分は1,174億円であるが、これに基金取崩しによる繰入金増分558億円を合計すると、歳入の増分に近くなる。また、歳出の増分のうちでは積立金の増分911億円（対照群では349億円減）が最も多いが、このほか物件費のうち委託料とその他の物件費の増分が合計で354億円（同70億円）、補助交付金とその他の補助費等の増分が合計で408億円（同102億円）などの規模も大きい。

では、ふるさと納税寄附金がなかったとすればどうか。歳入総額からふるさと納税寄附金を差し引くと、もともと寄附金が少ない対照群については2014年度7,401億円、2015年度7,512億円、2016年度7,529億円、2017年度7,124億円とほぼ横ばいで推移し、2017年度に微減している。一方、突出群

については2014年度6,507億円, 2015年度6,755億円, 2016年度6,807億円, 2017年度7,092億円であり, おそらくは繰入金の増分558億円の影響で2014~2017年度に約9%増大している。にもかかわらず基準財政需要額の伸びとそれほど大きくは乖離していない。ということは, ふるさと納税寄附金がかりになかったとしても財政運営に多大な支障をもたらしたとは考えにくい。

むしろ問題は, ふるさと納税寄附金の使途である。突出群の市町村においては, ふるさと納税寄附金の多くを性質別歳出でいえば積立金, 目的別歳出でいえば総務費に支出しているが, 民生費, 衛生費, 教育費などにより多く支出したようにはみえない。そのなかでは目的別歳出のうち総務費に次いで商工費の増分が大きい。突出群の商工費は2014年度の168億円から2017年度には348億円へ182億円増であった(対照群では162億円から200億円へ39億円増)。

きわめて素朴な計算ではあるが, 2017年度の突出群におけるふるさと納税寄附金は1,249億円であり, 特定目的基金の取崩し額712億円を加えると1,961億円(ア)である。これを返礼品の調達などに使った総費用は757億円(イ)である。アからイを引くと1,204億円(ウ)であるが, このうち1,049億円(エ)は積立金(歳出決算額)として特定目的基金に編入されている。ということは, ウとエの差額155億円が一般の行政サービス, 特に商工費に追加的に支出されたとみなされる。

主に返礼品調達に使われたとみられる商工費が地方税収に結びつけばよいのだが, 突出群における個人住民税は2014年度の350億円から2017年度の371億円へ21億円増(対照群では356億円から374億円へ18億円増)であったものの, 法人住民税は94億円から93億円へ1億円減(対照群では68億円から66億円へ3億円弱減)であった。少なくとも個人住民税が伸びたことは評価できるにしても, その伸びはふるさと納税寄附金が少なかった対照群とあまり変わらない。

突出群においては, 地方債発行額<元利償還金であり, 地方債残高は実

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

数としては減少している（人口1人当たりの算術平均では増加している）。その一方、地方債収支のマイナス幅より基金の収支のマイナス幅のほうがはるかに大きい。つまり、基金取崩し額<基金積立額が続いた結果、基金残高は2014年度の2,634億円から2017年度には3,539億円へ905億円増加している。うち758億円は特定目的基金の増分である。市町村の基金残高は全般に増大しているが、2014～2017年度における全市町村の増分の28%を突出群の基金残高の増分が占めている。特定目的基金に限定すれば過半数の56%にのぼる。法人企業の資本剰余金・利益剰余金が累増し、金融機関の日銀当座預金すら増大するなかで、政府部門の一角を担う市町村が地方税収入の7割を超える規模の基金残高を抱え込んでいるのは、マクロ経済的にも望ましいとはいえないであろう。

[謝 辞]

本稿は、日本地方財政学会第28回全国大会（2020年6月、福岡大学）の発表原稿に加筆・修正したものです。新型コロナ禍により、同大会はウェブ大会として開催され、インターネットを通じて討論や意見交換がおこなわれました。なかでも討論者の鷺見英司・新潟大学准教授には細やかなコメントをいただきました。公共選択論的な事項やふるさと納税制度そのものに関する事項については、今後の研究課題にさせていただきたいと思えます。鷺見先生とのやりとりに加え、ウェブ大会の意見交換を通じて、貴重な示唆を得ることができました。当面は、ふるさと納税寄附金と住民税控除額の関係、返礼品への支出と地方税収入の関係などについて、より深く検討していきたいと思えます。関係者の方々にあらためて心からお礼申しあげます。

[文 献]

伊藤敏安（2018a）、「市町村合併と基金残高累増問題」、『都市問題』、第109巻第2号、pp. 64-71.

- 伊藤敏安 (2018b), 「市町村における積立金現在高累増の構成要素とその変化」, 『地域経済研究』, 第29号, pp. 3-24.
- 加藤慶一 (2010), 「ふるさと納税の現状と課題——九州における現地調査を踏まえて——」, 『レファレンス』, 通巻709号, pp. 120-130.
- 財務省 (2014), 「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック」, pp. 1-53.
- 佐藤 良 (2018), 「ふるさと納税の現状と課題」, 『調査と情報』, 第1020号, pp. 1-10.
- 嶋田暁文 (2019), 「ふるさと納税再考」, 『地方自治ふくおか』, 第69号, pp. 95-111.
- 鈴木文彦 (2017a), 「市区町村の基金残高が増えたのは財政に余裕があるからか」, 『金融資本市場』, pp. 1-15.
- 鈴木文彦 (2017b), 「町村で顕著な基金積み上がり 扶助費負担の低さと建設事業抑制が影響か」, 『日経グローバル』, No. 319, pp. 50-51.
- 鈴木善充, 橋本恭之 (2017), 「ふるさと納税に関する研究——北海道下の市町村データによる分析——」, 『生駒経済論叢』, 第15巻第2号, pp. 21-31.
- 鷺見英司 (2018), 「財政調整基金の合理的水準に関する予備的考察」, 『新潟大学経済論集』, 第106号, pp. 59-85.
- 総務省 (2010), 「総務省方式改訂モデル 財務書類の記載要領 (改訂版)」, pp. 1-143.
- 総務省自治財政局 (2017), 「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析」, pp. 1-16.
- 高橋祐介 (2016), 「ふるさと納税と負の課税」, 『都市問題』, 第107巻第4号, pp. 62-69.
- 立岡健二郎 (2019), 「地方自治体の基金はなぜ積み上がるのか——求められる地方財政制度の改革——」, 『JRI レビュー』, Vol. 5, No. 66, pp. 65-109.
- 萩原悟一 (2019), 「ふるさと納税を活用したスポーツ産業へのアプローチ」, 『スポーツ産業学研究』, 第29巻第1号, pp. 39-42.
- 橋本恭之 (2019), 「ふるさと納税制度と国・地方の財政」, 『関西大学経済論集』, 第69巻第1号, pp. 1-23.
- 橋本恭之, 鈴木善充 (2015), 「ふるさと納税制度の検証」(未定稿), 日本財政学会第72回全国大会資料, 2015年10月17日, 中央大学.
- 橋本恭之, 鈴木善充 (2016), 「ふるさと納税制度の現状と課題」, 『会計検査研究』, 第54号, pp. 13-38.
- 深澤映司 (2019), 「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」, 『レファレンス』, 通巻818号, pp. 53-79.
- 前田 出 (2018), 「地方基金の積立要因に関する計量経済分析——基金残高は自治体の効率化努力によって積み上がったのか——」, 『経済分析』, 第198号, pp.

伊藤：市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？

22-49.

松岡朋佳（2017）, 「地方教育における“ふるさと納税”の意義」, 『京都大学大学院教育学研究科紀要』, 第63号, pp. 489-500.

宮下量久（2017）, 「高齢化率高い非合併市町村で積み立て顕著」, 『日経グローバル』, No. 328, pp. 56-57.

宮下量久, 鷺見英司（2017a）, 「合併自治体の財政調整基金に関する実証分析」, 日本地方財政学会編『「地方創生」と地方における自治体の役割』, 勁草書房, pp. 125-149.

宮下量久, 鷺見英司（2017b）, 「財政調整基金の決定要因に関する実証分析」（未定稿）, 日本計画行政学会第40回全国大会資料, 2017年9月9日, 青山学院大学.